

各種用語解説

■「受信障害対策中継放送を行う放送局」とは

地理的条件等により放送の受信障害が発生している地域において、放送事業者以外の者が、当該受信の障害を解消する目的で開設される放送局で、平成2年の電波法改正で導入されました。

■「ギャップフィラー(“Gap Filler”）」とは

「隙間を埋める」という意味であり、地上デジタル放送のカバーエリアの隙間となり、受信障害が発生している狭いエリア(およそ 1~2km 四方)をカバーするために追加的に置局する極微小電力(50 ミリワット以下)の中継局。

■「適合表示無線設備」(工事設計認証)とは

電波法に定める技術基準に適合していることの証明(工事設計認証)を事前に受けた、小規模な無線局に使用するための無線設備のこと。

適合表示無線設備のみを用いる場合は、予備免許及び落成検査が省略されるなど、簡易な免許手続によって無線局免許が付与されます。